

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

平成29年度の保険料をお知らせします

28年度と同じ保険料率で計算した29年度保険料は、8月上旬にお知らせします。「保険料の軽減」については、一部改正があります。詳しくはお問い合わせください。

● 28・29年度の保険料率(2年ごとに見直し)

$$\begin{matrix} \text{年額保険料} \\ \text{限度額 57万円} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{41,700円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} (\times 1) \times 8.19\% \end{matrix}$$

※1 総所得金額などから基礎控除額(33万円)などを差し引いた額。

● 保険料の軽減(29年度改正)

◀均等割額の軽減▶

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計額	軽減割合	軽減後の年額
33万円以下で、被保険者全員が公的年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割	4,170円
33万円以下で、9割軽減の基準に該当しない	8.5割	6,255円
【変更前】33万円 + [26.5万円 × 被保険者の数] 以下 【変更後】33万円 + [27万円 × 被保険者の数] 以下	5割	20,850円
【変更前】33万円 + [48万円 × 被保険者の数] 以下 【変更後】33万円 + [49万円 × 被保険者の数] 以下	2割	33,360円

◆世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

◀所得割額の軽減▶

被保険者の所得	軽減割合
所得 - 33万円 = 58万円以下	【変更前】5割 → 【変更後】2割

◀被用者保険の被扶養者にかかる軽減▶

後期高齢者医療制度へ加入する前日に、被用者保険(※2)の被扶養者だった方は、均等割が7割軽減となり、所得割が無料となります。ただし、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減または8.5割軽減)を受けることができます。

※2 社会保険、共済保険など。

● 保険料の納付場所(納付書払いの方のみ)

市役所および各行政局、市指定金融機関、市収納代理金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局(東北6県に限る)、コンビニエンスストア(取扱期限を超過したものは取り扱いできません。)

国民健康保険・後期高齢者医療保険の
被保険者の皆さんへ

高額療養費の自己負担額が変わります

高額療養費は、医療費が同一月内で自己負担限度額を超えた場合、超えた分が支給される制度です。法律の改正によって、29年8月から、70歳以上の方の自己負担限度額が変更になります。

● 自己負担限度額

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	【変更前】44,400円 【変更後】57,600円	80,100円 + [医療費 - 267,000円] × 1% (※4)
一般	【変更前】12,000円 【変更後】14,000円(年間上限144,000円 ※3)	【変更前】44,400円 【変更後】57,600円(※4)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

※3 年間上限額は8月から翌年7月までの累計に対して適用する。

※4 過去12カ月以内に4回以上該当した場合、4回目以降の限度額は44,400円。

下水道まつり開催

今年も下水道まつりが開催されます。楽しい催しやおいしい食べ物がありますので、ぜひご来場ください。

◆開催日時

9月3日(日) 午前10時～午後3時

◆開催場所

大滝根水環境センター
(船引町春山字赤間田154-3)

◆主な内容

ポスターコンクール表彰式、謎解きトレジャーハンター、マンホール落書きコーナー、ロードトレインきらら号運行、扁平商 Mahalo ha フラダンスショー、マジカルバルーン Yes ショー、ふくしまキッズマンステージ など



●お問い合わせ

大滝根水環境センター(☎ 82-4305)
建設部 下水道課

▶▶ 昨年の下水道まつりの様子

下水道排水設備工事 責任技術者資格認定試験

下水道排水設備工事の技術責任技術者として登録するための資格認定試験および受験講習会が開催されます。詳しくはお問い合わせください。

●受験資格

- ① 高等学校以上の土木工学科またはそれに相当する課程を修了して卒業した者
- ② 高等学校以上を卒業した者で、排水設備工事等の設計または施工に関し、受験申込日時点で1年以上の実務経験を有する者
- ③ 排水設備工事等の設計または施工に関し、受験申込日時点で2年以上の実務経験を有する者
- ④ ①～③に準ずる者として別に定める者

●受験講習会

受付期限 8月31日(木)まで
開催日時 10月7日(土)
開催場所 郡山ユラックス熱海

●認定試験

受付期限 8月31日(木)まで
開催日時 11月5日(日)
開催場所 日本大学工学部

●申し込み先

建設部 下水道課



下水道使用上のマナー

下水道は、何でも流せるというものではありません。「ちょっとくらいなら…」という軽い気持ちで、下水道管の詰まりや下水処理場の機能低下につながり、他の人に迷惑をかけることとなります。下水道は、自然や人々の生活環境を良くするための公共の財産です。下水道を使用する一人一人が、マナーを守って正しく使いましょう。

●使った油は燃えるごみへ

調理後の油はそのまま排水口に流さず、新聞紙や布に染み込ませるか、固めて燃えるごみとして捨てましょう。

●トイレに流すのは水に溶ける紙だけ

トイレには、トイレットペーパー以外の紙・異物は流さないようにしましょう。

(例：紙おむつ、生理用品、ビニール、ティッシュペーパー、フェイスパーなど)

●髪の毛を流さない

毛髪や石けんなどの固形物は、目ざら等を用いて取り除きましょう。

●危険物は絶対捨てない

揮発性の高い危険物を流すと、下水道管の中で爆発したり、管を損傷させたりすることがありますので、絶対に流さないでください。

(例：ガソリン、灯油、薬品、アルコール類など)